

令和8年度 白浜町

建設工事等入札参加資格審査申請要領（中間年度）

白浜町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務等の入札への参加を希望する方は、町内業者に限り、入札参加資格審査申請書の受付を行いますので、以下の要領をご確認の上、関係書類を添えて申請してください。

なお、資格の有効期間は令和8年4月1日から令和9年5月31日までとなります。

1. 入札参加に必要な資格

- (1) 次の①から⑥までのいずれかの要件に該当する者であることが要件となります。
- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者のうち、令和6年7月1日直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けた者
 - ② 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を受けている者
 - ③ 建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント（以下「建設コンサルタント」という。）の行う業務をいう。以下同じ。）のうち土木に関する工事の設計、調査、企画等の受託を業とする者
 - ④ 建設コンサルタント業務のうち建築に関する工事の設計、監理等の受託を業とする者（建築一般を希望する者にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けている者に限る。）
 - ⑤ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定による登録を受けている者
 - ⑥ 補償関係コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償コンサルタントの行う業務をいう。）を営む者
- (2) 上記(1)に加え、審査を受けるためには、次の①から⑨までのいずれにも該当しない者であることが要件となります。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者
 - ② 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後、2年を経過しない者
 - ③ 白浜町税、消費税及び地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）
 - ④ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
 - ⑤ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者及び民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者で、これらの開始が決定されていない者
 - ⑥ 申請者、申請者の役員、顧問、相談役、建設業法施行令（昭和31年政令第27

3号) 第3条に規定する使用人及び法定代理人に加え、申請者が法人の場合、総株主の議決権の5%以上を有する株主又は出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、白浜町暴力団排除条例(平成23年白浜町条例第15号)第2条に定める暴力団員等である者又は同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者

- (7) 法定代理人が法人であり、その役員、顧問、相談役、又は総株主の議決権の5%以上に相当する出資をしている者が、白浜町暴力団排除条例第2条に定める暴力団員等である者又は同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者
- (8) 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (9) 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され刑が確定した者

2. 申請者の区分(町内・町外業者の定義)

町内業者	法人の場合：白浜町内に本社（本拠）を有する者 個人の場合：代表者が白浜町に住民登録をし、白浜町内を中心に事業活動を行っている者
町外業者	法人の場合：白浜町外に本社（本拠）を有する者 個人の場合：代表者が白浜町に住民登録をしていない者

3. 申請業種

(1) 建設業者

経営事項審査を完了している業種の中から、特に入札参加を希望する業種を3業種まで選択し登録申請を行うことが可能です。

また、希望業種のうち主たる工事業種を1業種選択してください。

※総合評定値における「総合評定値P」に評定点がないものについては、入札を希望（登録申請）することができません。

(2) 測量・建設コンサルタント業者

直前2営業年度において業務実績のある業種の中から、特に入札参加を希望する業種を選択し登録申請を行うことが可能です。

4. 申請書の書式及び提出部数

(1) 書式及び添付書類

① 書式

・建設工事

「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）」を使用してください。

・測量・建設コンサルタント等

「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を使用してください。

② 添付書類

別紙申請書類一覧（チェックリスト）をご参照ください。

(2) 提出部数 1部

(3) その他

- ・書類は、白浜町ホームページ（<https://www.town.shirahama.wakayama.jp>）よりダウンロードしてください。
- ・添付書類の各種証明書（写し可）は、申請日から3箇月以内に発行されたものに限ります。

5. 申請書類の提出方法

「持参」により提出してください。

受付期間	令和8年2月16日（月）～令和8年3月19日（木） ※受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。
受付場所	白浜町役場 本庁舎2階 総務課管財係
その他	<ul style="list-style-type: none">申請書類の内容について質問に答えられる方が持参してください。申請書類に不備等がある場合は受付を完了することができません。 すべての書類を一旦返却し、指定する期日までに再度持参により申請していただくことになります。受付完了時に、受付票（受領書）を希望する方はご用意ください。申請書類をA4版に揃え、申請書類一覧（チェックリスト）の番号順に並べて提出してください。なお、<u>ファイル綴じは不要</u>です。

6. 入札参加資格審査における審査基準日

申請書類の作成にあたっては、各様式で定めるものを除くほか審査基準日時点での内容を記載してください。

審査基準日 令和8年2月1日

※建設工事における経営審査事項の審査基準日は、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度の終了日（直前の決算日）が審査基準日となります。

7. 提出後の変更

申請書類提出後、申請内容に変更が生じたときは、その都度「変更届」に必要書類を添付して提出してください。

※建設工事における経営事項審査の有効期間は、結果通知書（経営事項審査）を受領した後、その経営事項審査の審査基準日から1年7箇月の間です。更新後は速やかに通知書の写しを提出（1部・変更届鑑不要）してください。

8. 問い合わせ先

白浜町役場 総務課管財係

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

電話 0739-43-6597（直通）

0739-43-5555（代表）